

◎認定申請手数料

(施行日:令和5年4月1日)

認定申請手数料には①性能向上計画認定(法第34条)「表1-1」、②性能向上計画変更認定(法第36条)「表1-2」、③基準適合認定(法41条)「表1-3」の3種類があります。

表1-1 ①性能向上計画認定手数料

区分	単位 非住宅、戸建て住宅:床面積 共同住宅等:戸数	認定申請手数料(円/件)	
		適合証等なし	適合証等あり
(一) 非住宅建築物等(モデル建物法基準による認定に係るもの※)	～300㎡未満	98,000	10,000
	300㎡以上～1,000㎡未満	129,000	16,000
	1,000㎡以上～2,000㎡未満	170,000	27,000
	2,000㎡以上～5,000㎡未満	279,000	80,000
	5,000㎡以上～10,000㎡未満	345,000	127,000
	10,000㎡以上～25,000㎡未満	485,000	160,000
	25,000㎡以上～	562,000	200,000
(二) 非住宅建築物等(モデル建物法基準による認定に係るものを除く※)	～300㎡未満	173,000	10,000
	300㎡以上～1,000㎡未満	234,000	16,000
	1,000㎡以上～2,000㎡未満	300,000	27,000
	2,000㎡以上～5,000㎡未満	469,000	80,000
	5,000㎡以上～10,000㎡未満	568,000	127,000
	10,000㎡以上～25,000㎡未満	763,000	160,000
	25,000㎡以上～	870,000	200,000
(三) 一戸建ての住宅(誘導仕様基準による認定に係るものに限る)	～200㎡未満	20,000	5,000
	200㎡以上～	21,000	5,000
(四) 一戸建ての住宅(誘導仕様基準による認定に係るものを除く)	～200㎡未満	39,000	5,000
	200㎡以上～	43,000	5,000
(五) 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出するもの(誘導仕様基準による認定に係るものに限る)	4戸以下	162,000	10,000
	5戸～15戸	181,000	20,000
	16戸～45戸	233,000	45,000
	46戸～	311,000	80,000
(六) 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出するもの(誘導仕様基準による認定に係るものを除く)	4戸以下	237,000	10,000
	5戸～15戸	269,000	20,000
	16戸～45戸	363,000	45,000
	46戸～	516,000	80,000
(七) 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出しないもの(誘導仕様基準による認定に係るものに限る)	4戸以下	53,000	10,000
	5戸～15戸	73,000	20,000
	16戸～45戸	125,000	45,000
	46戸～	203,000	80,000
(八) 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出しないもの(誘導仕様基準による認定に係るものを除く)	4戸以下	129,000	10,000
	5戸～15戸	161,000	20,000
	16戸～45戸	255,000	45,000
	46戸～	408,000	80,000

■注記

- ・詳しくは「周南市手数料条例」をご確認ください。
- ・認定申請書に併せて建築確認申請を申出の場合は、その額を加える必要があります。
- ・「適合証等」とは、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した法に掲げる基準に適合していることを証する書面のことをいいます。
- ・「誘導仕様基準」とは、省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準のことをいいます。

※非住宅建築物の適用基準は2つに分類されます。

- ・モデル建物法基準による認定に係るもの(省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るもの(以下「モデル建物法基準」という))
- ・モデル建物法基準による認定に係るものを除く(以下「モデル建物法基準以外」という)

表1-2 ②性能向上計画変更認定手数料

区分	単位 非住宅、戸建て住宅:床面積 共同住宅等:戸数	認定申請手数料(円/件)	
		適合証等なし	適合証等あり
(一) 非住宅建築物等(モデル建物法基準)	～300㎡未満	50,000	5,000
	300㎡以上～1,000㎡未満	65,000	9,000
	1,000㎡以上～2,000㎡未満	86,000	14,000
	2,000㎡以上～5,000㎡未満	140,000	40,000
	5,000㎡以上～10,000㎡未満	173,000	64,000
	10,000㎡以上～25,000㎡未満	243,000	80,000
	25,000㎡以上～	282,000	100,000
(二) 非住宅建築物等(モデル建物法基準以外)	～300㎡未満	87,000	5,000
	300㎡以上～1,000㎡未満	117,000	9,000
	1,000㎡以上～2,000㎡未満	151,000	14,000
	2,000㎡以上～5,000㎡未満	235,000	40,000
	5,000㎡以上～10,000㎡未満	285,000	64,000
	10,000㎡以上～25,000㎡未満	382,000	80,000
	25,000㎡以上～	435,000	100,000
(三) 一戸建ての住宅(誘導仕様基準による認定に係るものに限る)	～200㎡未満	10,000	3,000
	200㎡以上～	11,000	3,000
(四) 一戸建ての住宅(誘導仕様基準による認定に係るものを除く)	～200㎡未満	21,000	3,000
	200㎡以上～	23,000	3,000
(五) 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出するもの(誘導仕様基準による認定に係るものに限る)	4戸以下	81,000	5,000
	5戸～15戸	91,000	10,000
	16戸～45戸	118,000	23,000
	46戸～	156,000	40,000
(六) 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出するもの(誘導仕様基準による認定に係るものを除く)	4戸以下	119,000	5,000
	5戸～15戸	135,000	10,000
	16戸～45戸	183,000	23,000
	46戸～	259,000	40,000
(七) 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出しないもの(誘導仕様基準による認定に係るものに限る)	4戸以下	27,000	5,000
	5戸～15戸	36,000	10,000
	16戸～45戸	63,000	23,000
	46戸～	102,000	40,000
(八) 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出しないもの(誘導仕様基準による認定に係るものを除く)	4戸以下	65,000	5,000
	5戸～15戸	81,000	10,000
	16戸～45戸	129,000	23,000
	46戸～	204,000	40,000

■注記

- ・詳しくは「周南市手数料条例」をご確認ください。
- ・認定申請書に併せて建築確認申請を申出の場合は、その額を加える必要があります。
- ・「適合証等」とは、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した法に掲げる基準に適合していることを証する書面のことを行います。
- ・「誘導仕様基準」とは、省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準のことを行います。

◎参考 手数料条例で用いている用語(詳細は法令、手数料条例等を参照)

- 住宅 : 住居のために継続的に使用する室及び廊下、玄関、階段その他の人の住居の用に供する建築物の部分(住宅部分)を有する建築物(複合建築物を除く)
- 非住宅建築物 : 非住宅部分(住宅部分以外の建築物の部分)を有する建築物(複合建築物を除く)
- 複合建築物 : 非住宅部分及び住宅部分を有する建築物
- 非住宅建築物等 : 非住宅建築物又は複合建築物のうち非住宅部分
- 共同住宅等 : 共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅

表1-3 ③基準適合認定手数料

区分	単位 非住宅、戸建て住宅：床面積 共同住宅等：戸数	認定申請手数料(円/件)	
		適合証等なし	適合証等あり
(一) 非住宅建築物(省令第1条第1項第1号口に定める基準による認定に係るもの※)	～300㎡未満	98,000	10,000
	300㎡以上～1,000㎡未満	129,000	16,000
	1,000㎡以上～2,000㎡未満	170,000	27,000
	2,000㎡以上～5,000㎡未満	279,000	80,000
	5,000㎡以上～10,000㎡未満	345,000	127,000
	10,000㎡以上～25,000㎡未満	485,000	160,000
	25,000㎡以上～	562,000	200,000
(二) 非住宅建築物(省令第1条第1項第1号口に定める基準による認定に係るものを除く※)	～300㎡未満	173,000	10,000
	300㎡以上～1,000㎡未満	234,000	16,000
	1,000㎡以上～2,000㎡未満	300,000	27,000
	2,000㎡以上～5,000㎡未満	469,000	80,000
	5,000㎡以上～10,000㎡未満	568,000	127,000
	10,000㎡以上～25,000㎡未満	763,000	160,000
	25,000㎡以上～	870,000	200,000
(三) 一戸建ての住宅	～200㎡未満	39,000	5,000
	200㎡以上～	43,000	5,000
(四) 共同住宅等	4戸以下	237,000	10,000
	5戸～15戸	269,000	20,000
	16戸～45戸	363,000	45,000
	46戸～	516,000	80,000

■注記

・詳しくは「周南市手数料条例」をご確認ください。

・「適合証等」とは、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した法に掲げる基準に適合していることを証する書面のことを行います。

※ 非住宅建築物の適用基準は2つに分類されます。

- ・省令第1条第1項第1号口に定める基準による認定に係るもの(いわゆるモデル建物法を用いた評価(以下「省令第1条口基準」という))
- ・省令第1条第1項第1号口に定める基準による認定に係るものを除く(いわゆるモデル建物法以外による評価(以下「省令第1条口基準以外」という))